

遠野市チャレンジする六次産業応援資金利子補給金事業審査基準

第1 総則

この基準は、遠野市チャレンジする六次産業応援資金利子補給承認申請書の審査を行うにあたり、遠野市チャレンジする六次産業応援資金利子補給金交付要綱（平成28年遠野市告示第58号。平成30年遠野市告示103号改正 以下「告示」という。）及び遠野市チャレンジする六次産業応援資金利子補給金事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）のほかこの審査基準を定めるものとする。

第2 利子補給対象者の審査基準

告示第4条第1項の利子補給対象者になることができる農業者等は、市内に住所を有する個人又は市内に主たる事務所若しくは事業所を有する法人で、次に掲げる事項に該当するものとする。

- (1) 「農業者等」は、農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）である農林漁業者のほか、次に掲げる者であること。

ア 中小企業者等

(ア) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（(イ)から(エ)までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

(イ) 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(ウ) 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

(エ) 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

イ 一般社団法人

ウ 企業組合

エ 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会

- (2) 「六次産業化又は農商工連携への取組」として、原則として次に掲げる事業を行う農業者等であること。

ア 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）に定める農林漁業及び関連事業の総合化事業

イ 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成25年

法律第38号)に定める農商工等連携事業

ウ 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）に定める地域産業資源活用事業

第3 事業計画の審査基準

告示第6条第2項の審査に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 地域資源の活用

食と農林漁業が有する潜在的な成長力を顕在化させるため、その成長力の源泉となる農林水産物をはじめとする遠野の多様な地域資源を活用し、その価値を生かしていくことを目指すものであること。

(2) 多様な主体の参加

交付希望者が共同して、又は交付希望者が属する業種以外の事業者と連携して、1次産業・2次産業・3次産業の各産業分野において、それぞれの業種の技術・ノウハウを活用しつつ、地域資源の価値を高めることを目指すものであること。

(3) 新たな市場の開拓

新たな価値を創造することにより、国内外で新たな市場を開拓していくことが期待されるものであること。

(4) 事業の成長発展

事業の継続に必要な収益性が確保されることにより、支援決定から一定期間内に出資した資金の回収の可能性が高いなど、安定的な成長発展が見込まれるものであること。

(5) 関連施策との連携

次に掲げる関連施策のいずれかとの連携が図られることにより、これらの施策効果が最大限発揮されること。

ア 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第5条に規定する総合化事業の認定

イ 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条に規定する農商工等連携事業計画の認定

ウ 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条に規定する地域産業資源活用事業計画の認定

エ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第8条に規定する経営革新計画の承認、第10条に規定する異分野連携新事業分野開拓計画の認定及び第13条に規定する経営力向上計画の認定

オ 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第10条の規定に基づき認定を受けた遠野市創業支援計画により実施する創業支援事業の支援

カ その他市長が定める計画に基づく事業

第4 補則

この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月18日から施行する。

【チャレンジする六次産業応援資金の概要】

融資機関			
貸付決定の日	平成 年 月 日		
貸付決定番号			
貸付金額	千円		
	うち設備資金	千円	
	うち運転資金	千円	
償還期限	年 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
貸付利率	%		
支払利息合計見込額	円		

【利子補給金の計算】

(単位：円)

返済期間	利子補給金 支出予定日	利子補給金 の額	利子補給金 の支出年度	年度別支出 見込額
～				
～				
～				
～				
～				
～				
～				
～				
～				
～				

合計	円
----	---

【その他】

【総合判定】

- チャレンジする六次産業応援資金について利子補給をすることが適当と認められる。
- チャレンジする六次産業応援資金利子補給金の交付要件を満たさない。